福 ト 協 発 第 50 号 令 和 4 年 8 月 31 日

会員各位

公益社団法人 福島県トラック協会 会 長 佐藤 信 成

## 令和4年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施について(照会)

平素は、当協会の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省から、大型トラックの整備不良による車輪脱落事故や車両 火災が発生している状況に鑑み、「大型自動車に関する適切な点検・整備の方法に ついての啓発」を重点項目の1つとしているところですが、新たに、貨物運送事業者が 保有する全ての大型貨物自動車について、ホイール・ナット緩みの重点点検が追加 されております。点検整備推進運動における大型車の重点点検期間(9月1日から 11月30日までの3ヶ月間)において、定期点検項目のうち6項目※を重点項目 として特に留意して点検を実施し、その点検結果について報告するよう求められ ました。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、下記のとおり調査を行いますので、 様式1-「定期点検報告様式」及び様式3-「ホイール・ナットの緩み報告様式」により ご提出方よろしくお願いいたします。

なお、重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、 定期点検実施台数を0台として報告様式(様式1)に記入し報告してください。

記

### 1. 調査の目的

保有する車両の自主点検を実施するとともに、車種に応じた適正な点検・整備の確実な励行を図るため。

- 2. 重点点検実施対象事業者 事業用自動車を50両以上保有する会員事業者。
- 3. 報告期限

12月7日(水) 期限厳守

4. 提出先 (FAX又は郵送) (公社)福島県トラック協会

〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋32

FAX 024-558-7731

#### ※【重点項目】

- ①原動機→燃料装置→燃料漏れ(3ヶ月・12ヶ月点検)
- ②電気装置→電気配線→接続部の緩み及び損傷(3ヶ月・12ヶ月点検)
- ③走行装置→ホイール→タイヤの状態(3ヶ月・12ヶ月点検)
- ④ " →ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み(3ヶ月点検)
- ⑤ " →ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷(12ヶ月点検)
- ⑥制動装置→ホース及びパイプ→漏れ、損傷及び取付状態(3ヶ月・12ヶ月点検)

貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中、 法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの 重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落 している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定 している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

別	添5-	2
様	式	1

台

台

台

台

台

台

台

台

台

台

台

台

台

台

## 定期点検報告様式

業 者 名 大型バス 大型バス 大型トラック 大型トラック (貸 切) (被牽引車を除く) (乗 合) (被牽引車)

(取り纏め:福島運輸支局)

❷ 国土交通省

対象となる「大型車 両」は、「乗車定員30 人以上のバス」及び 「車両総重量8トン以 上のトラック」のこと をいう。

(点検後の留意点等)

① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れが ないかを確認する。

② フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにて、からないかなな対する

保有台	数	台	台	台	台					ぶないかを確認す フラ、テール・パイ		部等から、排ガスが漏れ	いていな	いかを確認。	
定期点検実施台	台数 うち 12月点検	台 台	台	台	台 台	<ul><li>※「不適合 た台数を記え の不具合箇i あっても1台</li></ul>	<mark>入</mark> (複数 所が			具合については、 女のみに計上。	左欄	<ul><li>※ ご協力いただけ 「不適合」台数の 内訳をご記入くた (距離・車齢いず 構いません。)</li></ul>	総走行	<b>「距離及び車齢</b>	
(バス・トラック共通)													<u> </u>		
点 検 項 目	[1	点 検 の 1台の自動車で同じ不具合が、袖	実 复数箇所見つ	施 方 かった場合は、 <mark>14</mark>	法 <mark>性</mark> として計上】		不 遊	<b>必</b> 5 合	<b>須</b> 不具 1	<b>記</b> ク	件数	総走行距離別	,ij	初度登録年	年別
	インジェクシ	タンク、フューエル・ポンプ、ホー ョン・ポンプなどからの燃料漏れ	の有無を目も	見などで点検する。			1		ホース・/	ペイプの 亀 裂	件	50 万 km 未 満	· 台	H29 年以降	<b>↓</b>
燃料装置の燃料漏れ (3月)	② フューエル・ ③ ホース及び/	<mark>やエンジンルーム内のエンジン</mark> ホース及びパイプの亀裂・損傷/ パイプのクランプの取付けに緩み	の有無を目視 xがないか、	記などで点検する。 目視などで点検する	<b>3</b> .				クランプ	の取付状態	件	50超~100万km	台 上	H28~H25年	É
		`ム等の劣化等によりホース及び <b>エ車は、クランプのゴムの変形や</b>				:する。 -		台		)ゴムの劣化	件	100 万 km 超	<u>!</u> 台	H24 年 以 前	<del>/</del>
電気装置の電気配線 (3月)		ム内の接続部に緩み、電気配線 と目視などで点検する。	の損傷、クラ	ンプの緩み及び電	気配線が他部と	こと干渉する				の取付状態	件	50 万 km 未 満 50超~100万km		H29 年以降 H28~H25年	£
(0)1)	40 C4005 H 7/4 G							台	電気配	線の干渉	件	100 万 km 超	台	H24 年 以 前	£
制動装置のホース、パイプ		プ及び接続部に液漏れや損傷 ホースが車体その他の部分と接								かとの接触 の劣化	件	50 万 km 未 満	台	H29 年以降	£
	: ③ ホースに劣( ④ 接合部及び	とによるふくらみ、亀裂及び損傷 クランプに緩みなどがないかをっ その場合、エア漏れがないかをそ	がないかを目 パナなどに。	目視などで点検する より点検する。	<b>్</b>					ランプの緩み	件 件	50超~100万km	台	H28~H25年	É
	(J 11) / V	(V)物ロ、上)(MA U)がよV・バーとイ	一大子で用	V・C目1元なこによ!	グボ彼りる。			台	エ ア	漏れ	件	100 万 km 超	台	<u>H24</u> 年 <u>以 前</u>	£
(トラックのみ)	8						T		1				<del></del>		
制動装置のブレーキ・チャンバのロッドのストローク(3	規定の空気圧の 規定の範囲にあ	の状態で、当該点検の補助者に かるかどうかをスケールなどにより	ブレーキ・ペ <sub>ク</sub> 点検する。	ダルを一杯に踏み	込ませ、ロッドの	ストロークが			ロッドのスト 囲外	ロークの規定範		50 万 km 未 満 50超~100万km		H29 年 以 降 H28~H25年	<u>台</u>
月)								台			件	100 万 km 超	台	H24 年 以 前	台
制動装置のブレーキ・チャ	プ回り、ホース(	王の状態で、当該点検の補助者 (チューブ)の接続部に石けん水	などを塗って	エア漏れがないか	を目視などによ	ィバのクラン り点検する。		台	エ ア	漏れ	件	50 万 km 未 満		H29 年 以 降	É
ンバの機能 (12月)	3必要がある場がないかを目視	たときのチャンバ・ロッドの戻りに 合には、ブレーキ・チャンバを分 などにより点検する。(定期交換	が解し、ダイヤ	フラム、スプリング	、ゴム部品などに	ニ損傷や劣化 時期に交換		台		ッド戻りの異常	件	50超~100万km		H28~H25年	£
	する必要がある	)						台	損傷	• 劣化	件	100 万 km 超	台	<u>H24 年以前</u>	台
(バスのみ)	8						T		I	Т	1		<del></del> -	1100 F 111 PF	
非常口の扉の機能(3月)	非常口の扉がス	スムーズに開き、確実に閉まるか	及び開いたと	さに警報装置が作	手動するかを点材	きする。			開閉	不 良		50 万 km 未 満 50超~100万km	台	H29 年 以 降 H28~H25年	台
								台			件	100 万 km 超	台!	H24 年 以 前	台

非常口の扉の機能(3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。	华	開閉不良	件
車枠車体の損傷(3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を 実施する。	4	損 傷	件
等	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたターボチャージャーの定期点検を実施する。 ※ターボチャージャー潤滑系の配管部品類の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、注 意する。		シャフトのガタ、ロータと ハ ウ ジ ン グ と の 接 触	

50 万 km 未 満	台	<u>H29</u> <u>年 以 降</u>	台
50超~100万km	台	<u>H28~H25年</u>	台
100 万 km 超	尘	<u>H24 年 以 前</u>	台
50 万 km 未 満	台	<u>H29</u> 年 <u>以</u> 降	台
50超~100万km	小	<u>H28~H25年</u>	台
100 万 km 超	싑	<u>H24 年 以 前</u>	台
50 万 km 未 満	台	<u>H29</u> 年 <u>以</u> 降	台
50超~100万km	小	<u>H28~H25年</u>	台
100 万 km 超	台	H24 年 以 前	쓷





# 🤐 国土交通省

ホイール・ナットの緩み報告様式

別添5-2 様 式 3

福島運輸支局

事 業 者 名

大型トラック 大型トラック (被牽引車を除く) (被牽引車) 保 有 台 数

\_ 対象は、車両総重量8 トン以上のトラックに限

(トラックのみ)

点検項目	点	検	0	実 施	方	法		<b>必須記入</b> ホイール・ナットの緩みす
	①ホイール・ナットが規定トかトルク・レンチを用いるな ②JIS方式のダブル・タイヤ て、インナー・ナットが規定トする。次に、緩めたアウター 半数のアウター・ナット及び	どにより点 の場合は ・ルクで締ィ ・・ナットをタ	検する。 、ホイール め付けられ 現定トルク <sup>-</sup>	・ボルトの <sup>3</sup> ているかを で締め付け	半数(1個を とトルク・レートない。 といっともなっている。 といっともなっている。 といっともなっている。	おき)のアワンチを用し シチを用し 後、ホイー	ウター・ナットを緩め いるなどにより点検	1 F

※ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走 行距 離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・ 車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

総走行距離別		初度登録年別	
50 万 km 未 満	台	H29 年 以 隆	台
50超~100万km	台	<u>H28 ~ H25</u> 年	台
100 万 km 超	台	<u>H24</u> 年 <u>以</u> 前	台